

令和7年3月18日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政 策 総 務 部	長	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産 業 部	長	山	崎	公	和
建 設 環 境 部	長	山	浦	康	則
総 務 課	長	白 仁	田	和	哉
政策調整課長兼ゼロカーボン推進室長		中	村	祐	介
広 報 企 画 課	長	山	口		洋
財 政 課	長	村	田	秀	哲
福 祉 課	長	高	本	智	子
建 設 住 宅 課	長	江	島	裕	臣
建 設 住 宅 課 参 事		橋	本	昌	徳
環 境 下 水 道 課 長		山	口	秀	樹
環 境 下 水 道 課 参 事		橋	川	宜	明
水 道 課	長	中	村	浩 一	郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和

令和7年3月18日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和7年3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	6 杉 原 元 博	1. G I G Aスクール端末の更新について (1)本市のG I G Aスクール端末の更新スケジュールについて (2)新たに調達する端末台数及び廃棄端末台数の見込みについて (3)新たな端末はどのような視点に基づき調達するのか (4)端末を処分する際、個人情報を含め全ての情報を消去する必要があると考えるが、見解とその手法について (5)端末を廃棄する場合の環境部門や事業者間との連携、対応策について (6)G I G Aスクール整備事業に必要な経費の確保について 2. ヤングケアラー支援について (1)「子ども・若者育成支援推進法」の改正を受けての鹿島市の考えと今後の対応について (2)ヤングケアラー相談窓口と相談の件数・内容について (3)学校教育現場における「スクールソーシャルワーカー」の配置と役割について (4)本市のヤングケアラー支援について
5	4 中 村 日出代	1. 地方自治法（住民の意義及び権利義務）第10条2項（住民は、法律の定めるところにより、その属する普通公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う）について (1)市長の市民の権利についての認識について (2)普通公共団体（市）の役務の提供について (3)住民は役務の提供を「ひとしく受ける権利」を有しについて (4)憲法第26条第1項「ひとしく教育を受ける権利」を有するについて (5)地方自治法第244条「公の施設」について 2. 水道料金の漏水における料金減免について (1)水道漏水の現状について (2)水道料金の減免に関する基準の令和6年4月1日の改定について (3)水道料金の減免に関する基準改定の理由について (4)水道料金の漏水減免は行政処分（大阪高等裁判所、平成16年5月27日、行政手続判例）について (5)行政処分の一事不再理について

6	3 笠 継 健 吾	1. 予約型のりあいタクシーについて (1)乗車実績はどうか (2)昨年6月要望の取組みはどうか フリー降車、指定バス停の増加、帰り便の増加の要望 2. 鹿島市の自然を活かした活性化対策と暑さ対策について (1)中木庭ダム上流の浅瀬の整備、活用について (2)自然の中で憩える、喫茶風の開放的な建物の創設について 3. 鹿島市上水道の水の安定的な確保について (1)鹿島市の地下水の現況はどうか (2)将来の水の確保についてどう考えているか (3)中木庭ダムの水源利用はどうか
---	-----------	--

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

おはようございます。6番議員、杉原元博です。通告に従い一般質問を行います。

昨今は厳しい寒さも感じられますが、同時に春の訪れも実感する日々であります。私自身、議員3期目の2年が過ぎようとし、もうすぐ10年の節目を迎えます。初心に返って、市民の皆様のお声に寄り添い、市勢発展と市民生活の向上に向け、これからも働いてまいります。

今回は、大きく2項目について通告をしています。

1項目めは、GIGAスクール端末の更新について質問をします。

GIGAスクール構想は、2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童・生徒に配備した1人1台の端末を活用し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化されて、資質能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想です。

翌年、2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国で休校が相次ぐ中、国は子供たちの学びの機会を保障するため、急速に全国に普及させました。昨年8月時点で、全国で約950万台のGIGAスクール端末が配備されており、今後、これらの端末が順次更新時期を

迎えていきます。また、更新と同時に大量の端末処分が発生をします。これほど大量の情報機器の処分は、自治体では初めてのことだと思います。全国的にもGIGAスクール端末が更新の時期を迎えていき、端末更新の68%は2025年度に集中しています。鹿島市のGIGAスクール端末の更新スケジュールについて、初めにお伺いをします。

次に、大きな2項目めの質問がヤングケアラー支援についてです。

ヤングケアラーとは、様々な事情から家族のケアを担う子供や若者を指します。例えば、病気や障害などによりサポートを必要とする家族がいて、そのケア、介護をしたり、家族の代わりに日常的に買物や料理などの家事をしている方々です。

そこで、問題なのは、家族のケアに多くの時間を費やすために、学校生活や友人との交流が制限され、本人の教育の機会が損なわれたり、精神的、肉体的な負担が重なって心身に不調を来したりする場合があります。そして、最終的には将来のキャリア形成にまで深刻な影響を及ぼすこともあるとされています。このため、近年、ヤングケアラー支援が社会的な喫緊の課題として認識され、支援の法整備が急務となっています。

そうした中で、2024年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正をされました。子ども・若者育成支援推進法の改正を受けて、鹿島市の考えと今後の対応についてお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をいただいた後、一問一答で質問してまいります。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

それでは、私のほうから学習用端末の整備のスケジュールについてお答えをいたします。

学習用端末の整備につきましては、第1期整備、令和2年度の末に予算の可決をいただきまして、3年度から本格的な利用をしているところですが、一般的なOA機器の耐用年数である5年を経過する令和8年度に更新の計画をしているところです。しかしながら、パソコンを動かすためのOS——オペレーションシステムは、安定的に安全に利用するための自動アップデート期間というのがありまして、これが令和11年6月までとなっておりますので、機器が故障しない限りは安定的に利用することは可能となっているところです。

更新の際には、県が造成した基金から端末数の3分の2に対しまして、1台当たり55千円を上限として補助が行われます。この補助事業につきましては、令和10年度までの整備に対して行われるため、遅くとも令和10年度までには端末の更新が必要であるというふうに考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

私のほうからはヤングケアラー支援についてお答えいたします。

まず初めに、子ども・若者育成支援推進法の改正の背景と内容を御説明いたします。

子ども・若者育成支援推進法は平成22年4月1日に施行されておりますけれども、近年ではヤングケアラーの問題がクローズアップされてきております。令和3年度に、国のほうではヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの報告によりまして関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、次の3点、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度向上が今後取り組むべき施策と設定されました。

国のほうでは令和4年度から順次、ヤングケアラー支援体制強化事業等により実態調査や関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始されました。しかしながら、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置づけがないことに加え、地方自治体内において誰が支援の実施主体としてどのような支援を行うかが明確ではなく、自治体ごとに取組の進捗状況や支援内容にばらつきがあるなどの課題が見受けられました。

このような中、令和6年、昨年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正されて、ヤングケアラーを家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供・若者として定義し、各種支援を行う対象として明記されました。これを受けて、鹿島市の考えと今後の対応についてという御質問です。

支援が必要な子供や若者については、保育所や学校、地域、周囲の目で早期発見・把握が必要と考えます。ヤングケアラーは家族内のことで問題が表に現れにくいこともあり、複雑に様々な要因が重なっていることもあります。そのため、福祉課や庁内関係部署、関係機関と連携してしっかり現状把握を行うことが必要であり、その子供や若者、家庭に応じた適切な支援策を提案、推進しなければなりません。それには各機関の連携が不可欠と考えております。

児童虐待やヤングケアラーなどの状態に陥る前に、課題のある御家庭や子供、若者を早期に発見し、適切な支援へつなげるとともに、特に子供の場合、早期発見につながるような研修を企画、開催するなど、子供たちを見守る先生や関係機関の支援者の知識、対応力の向上に資する取組を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

それでは、1項目めの質問、GIGAスクール端末の更新について、一問一答で質問してまいります。

最初の質問で、GIGAスクール端末の更新スケジュールについて答弁をいただきました。

GIGAスクール構想の下で整備された児童・生徒が使うタブレット端末について、先ほ

どの答弁では令和８年度に整備を計画しているとのことでありましたが、何台程度の端末を整備し、そして新たに調達し、何台程度の端末を処分する必要があるのか、その見込みについてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

新たに調達する端末の台数、それから、廃棄する端末の台数の見込みについてお答えをいたします。

調達予定の学習端末につきましては、補助事業を有効に活用するために、整備台数の上限となります整備年度の児童・生徒数、現在2,166人ほどになると推計をいたしているところです。加えて、15%程度の予備機を加えた全体で2,490台程度の台数が必要ではないかというふうに見込んでいるところです。

廃棄予定の端末につきましては、320台程度を教職員の予備機として再利用することを想定し、その他の2,228台につきましては、小型家電リサイクル法の認定事業者のほうに処分を依頼したいというふうに現在考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

G I G Aスクール構想とは、教育 I C T環境の充実を図り、教員や子供たちの力を最大限に引き出すことを目指す取組で、その実現のために、高速大容量の通信ネットワーク、児童・生徒1人1台のコンピューターの整備が進められました。

その目的は、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育 I C T環境を実現することであり、児童・生徒一人一人に最適化された学習環境を提供することや、情報活用能力をはじめとする資質能力の育成を支援することと言えます。また、将来的に不足すると見込まれている I T人材の育成も重要な課題とされています。

このような観点から、学校教育現場の新たな端末はどのような視点に基づき調達をされるのか、伺います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

新たな学習用端末の導入について、どのような視点で調達をするのかという御質問ですが、けれども、基本的にはこれまでどおり、1人1台の学習用端末の整備は大前提でございます。それから、故障等により子供たちの学びを止めないためにも、十分な15%程度の予備機を整

備したいというふうを考えているところです。

先ほど少し御紹介もありましたが、GIGAスクール構想では整備する学習用端末の最低スペック基準が文部科学省より示されておりますので、その基準に適合する機器が想定されます。例えば、パソコンの中に入っているアプリですね、表計算ソフトであるとか、パワーポイントであるとか、インターネットができるとか、最低の基準が決まっているところですし、データの保存容量がどれくらいであるとか、子供たちがインターネットを使う上でフィルタリングですね、有害なサイト等にアクセスを制限するというような基準があるところです。

これらの基準をクリアしないと補助事業の活用ができませんので、事業を活用する上では県が実施する、共同調達という形になるんですけれども、それを基本としているところです。具体的な仕様につきましては、実施する年度に調達に参加する自治体のほうで調整することになるというふうに見込んでいるところです。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

分かりました。

それともう一つが、端末を処分する際の懸念事項の一つとして、データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性がある、そのように言及もされています。例えば、写真に自宅の位置情報が保存をされていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報がGIGA端末に残っている可能性があります。

GIGA端末の記憶媒体は、単純な物理破壊ではデータ復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により確実にデータを消去しなければ、子供たちの個人情報の流出につながりかねません。その際の適切な端末処分と、個人情報を含めて全ての情報を消去する必要があると考えますが、その見解と手法、具体的な取組について伺います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

学習用端末の処分についての御質問です。

学習用端末を処分する際には、おっしゃったように、個人情報を守る観点から端末上のデータを消去する必要があることは重々承知をいたしております。データの消去につきましては、手動で消去する方法と処分事業者へ依頼する方法があると思っておりますけれども、台数が2,000台以上と多くなりますので、処分事業者のほうへ依頼をいたしますとともに、その作業後につきましては、データ消去証明書を事業者のほうから提出してもらうことを現在想定しているところです。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

データ消去については確実に慎重に行っていただきたいというふうに思っているところですが、このG I G Aスクール構想は教育委員会の施策であります。G I G Aスクール端末を処分するに当たっては、端末が適正に処分されずに、これは全国的にも言えることでもありますので、あえて申し上げれば、不法投棄や不正な海外輸出などの社会問題につながる可能性も否定できません。データの消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われることが生じないように、環境部門や事業者間との連携対応策についてお聞きしたいと思います。

その答弁の後、環境下水道課長に伺いたいと思います。

建設環境部が廃棄物行政の所管課として、責任を持って教育委員会及び小型家電リサイクル法の認定事業者等と連携し、主体的に対応しなければならないと思います。その辺りの連携の認識と取組について、山口環境下水道課長に伺います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

学習用端末を廃棄処分する際の連携対応ということですが、端末の処分につきましては、再使用、それから再資源化を念頭に置きながら、小型家電リサイクル法の認定事業者へ処理を依頼することを想定しているということは先ほど答弁いたしましたとおりでございます。

国が示す認定基準等に基づきまして、解体、破砕、選別等による再資源化と情報漏えい対策が講じられた環境で処分することを考えておりますので、事業者ともそうですけれども、環境下水道課等との情報共有、それから連携を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

端末を廃棄する際の庁内での連携と取組について申し上げます。

現在、循環型社会を形成していくためには、廃棄物の再資源化の取組は必要であり、適切な処理をするための情報発信の大切さは認識しているところです。

今回の端末を処理する際は、杉原議員おっしゃるように、小型家電リサイクル法に基づき、認定されている事業者へ依頼することで廃棄物の再資源化が図られると思われま。

今後こういった情報を教育委員会と共に共有して連携を図り、廃棄物の適正な処理と資源化に取り組んでまいります。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

ここ数年、個人のパソコンやスマホ等に、個人情報盗み取ろうとするような迷惑メール、詐欺メールが送られてくることが頻発しています。議員や執行部の皆さんも心当たりのある方が多いのではないのでしょうか。また、教育現場を狙った不正アクセスの増加も見られます。

大阪府の藤井寺市や兵庫県赤穂市等では、アカウントへの不正アクセスが確認され、G I G A 端末の利用を1か月中止、また、児童・生徒の個人情報を含むサーバーがコンピューターウイルス、ランサムウェアの侵入により被害を受けたとの報告も上がっております。

G I G A スクール端末の処分委託及びデータ消去等の予算措置に関連して、これらが適切に行われなかったことにより、市長が謝罪せざるを得なかった事例や、学校のデータがネットに流出した事案、また、データ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例などが報告されています。来年度以降に更新が集中するG I G A スクール端末の処分に当たっては、法令を遵守した適切な認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかりと行われることが極めて重要です。

市長がG I G A スクール端末からのデータ漏えいにより謝罪会見に至ることのないよう、教育委員会と建設環境部など、それぞれ縦割りに陥ることなく適切に連携をし、適法な認定事業者への委託及びデータ消去等に必要な予算措置を行うことが不可欠と考えますが、最後に、松尾市長にその見解とG I G A スクール整備事業、G I G A スクール端末の更新に必要な経費の確保についてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、G I G A スクール構想について議員のほうから質問があつておりまして、このG I G A スクール構想、児童・生徒の学習進度、いわゆる熟達度であつたり個人個人の個性に合わせて学びを深める、また、子供たち自身がいろんな問題を設定して、情報収集であつたり意見交換をしながら解決策を導くための学習、さらにはいろんな体験活動を通じて地域の方々をはじめ、いろんな人たちと協働しながら、これからの持続可能な社会のつくり手となることができるように、資質であつたり能力を育てる、このことを目標としておりまして、子供たちの学習には非常に重要なことだというふうに考えています。

この処分について今質問されて、いろんなトラブルが発生をするかもしれない、そのような案件がないように計らってもらいたいということです。このことは十分気をつけながら、この事業については国や県のいろんな補助事業がございますので、そういうものをしっかり活用しながら、子供たちの学びを支援していきたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

端末の整備は令和 8 年度に計画をしているとの最初の答弁でありましたので、来年度に行われる令和 8 年度の新年度予算審査等において予算措置がされることになろうかと思っておりますので、またその際にも確認をしてまいりたいと思っております。

それでは次に、大きな 2 項目めのヤングケアラー支援について、一問一答で質問してまいります。

1 回目の質問に対する答弁で詳しく説明をしていただきました。子ども・若者育成支援推進法の改正により、国、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、ヤングケアラーが明記をされました。現時点では、あくまで努力義務ですので、必ずしも自治体で対応しなければいけないということではありませんが、ヤングケアラー支援にとって大きな一歩であると思っております。国や県にも言えることですが、法改正を機に、いわゆる縦割り行政の解消が求められると思っています。ヤングケアラーについては、当事者や家族がなかなか声に出せないデリケートな問題であるとも思っております。小さな声、声なき声をどれだけ拾っていかれるかが、私たち議員をはじめ、執行部の皆さんの役割でもあると思っております。

子供や若者が不登校やひきこもりに陥ってからサポートや支援を行っていることも多く、発見や対応が遅れがちです。ヤングケアラーの相談窓口と相談の件数、ここ 5 年間ほどの内容について、把握しておられる範囲で答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

ヤングケアラーの相談窓口についてお答えいたします。

相談対応は福祉課で対応しております。福祉課には各方面の相談員を配置しております。家庭相談員、母子父子自立支援員、婦人相談員、就労支援員、障害者支援相談員ということで、計 8 名の配置を行っております。これら相談員と一緒に、様々な子供、若者への支援を日々行っております。

現在の相談支援体制については、社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、児童相談所、医療機関、福祉サービス事業所、警察など様々な関係機関との連携により支援につなげているため、ヤングケアラーにつきましても十分に対応できると考えております。

次に、相談の件数、内容についてお答えいたします。

ヤングケアラー個別の統計は行ってはおりませんが、鹿島市要保護者等対策地域協議会での報告件数、これは虐待や生活に支障を来すような困り事相談も含めてになりますけれども、過去 5 年間の延べ相談件数を申し上げます。令和 2 年度は 142 件、令和 3 年度は 176

件、令和４年度は127件、令和５年度は100件、令和６年度は令和７年１月末現在の数字であります。96件となっております。このうち、特に支援を必要とする子供として把握している児童数は、令和３年度40人おりましたが、１月末現在では34人の支援の対象としているところ です。

このヤングケアラーの事例といいますか、簡単に紹介いたしますと、直近、令和３年度に１ケース確認して支援を講じた結果、解決に至っております。直近５年間に限定しない、過去20年、以前の中での今までのヤングケアラーの事例としては、兄弟の世話の事例が多くあります。御紹介いたしますと、親が仕事の都合で自宅に全く戻れなくて、兄弟の中の１人が働きながら下の幼い兄弟の世話をする、家事をしている状況がありました。このケースにつきましては、幼い兄弟の学校の粘り強いアプローチによりまして親との面談が実施されまして、親も子供の気持ちに寄り添って、自宅になるべく戻るように意識を改められるようになりまして、平常の生活が送れるようになったというケースがございます。

もう一つ御紹介しますと、破産された親さんがお金の工面をしているうちに、ちょっと家に戻るができなくなって、未成年の子供たちだけで生活している、こういうケースを支援している相談員がおりまして、定期的に食材を差し入れしながら見守っております。最終的には、親も自立できるように就労支援を行ったり、必要な手続のお手伝いをされて、平常の生活、見守りですけれども、そういう解決に至った事例がございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

６番杉原元博議員。

○６番（杉原元博君）

ありがとうございます。詳しく答弁をしていただきました。

このヤングケアラーに限らず、福祉課が中心に窓口となって、関係機関との連携により、相談件数について、先ほどいろいろ答弁をしていただきましたけれども、早期の解決に結びついていくように、迅速な対応、支援をこれからもよろしくお願いしたいと思っております。

次に、学校教育現場で児童・生徒の問題解決を図るスクールソーシャルワーカーの各学校への配置と役割についてお聞きします。

各学校に十分に配置ができているのかということと、相談したいときに対応ができていないといったような事例が生まれていないのかといった現場の声なども併せて答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

まず最初に、スクールソーシャルワーカーの職務内容をお知らせしたいと思います。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門家として、環境調整や制度の活用などの福祉の面から児童・生徒や家庭の支援をしてもらっているところです。一方で、スクールカウンセラーも配置をしております。スクールカウンセラーは、心理の専門家として個別の面談を行い、心のケアのカウンセリングを行っているところです。ですので、スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家として、環境のケアをお願いしています。

市内に現在3名を配置しております。2名が社会福祉士、1名が教職経験者、これは市費で雇用をいたしております。市内小・中学校9校ございますので、分担して支援を行っているところです。本年度は、3名合計で年間930時間、これを学校規模に合わせて時間配分しております。小学校あたりは三、四十時間、西部中学校、大きくなりますと、350時間ほどを時間配当いたしているところです。毎年、非常にニーズが高まっておりますので、時間数を増やしているところです。本年度は昨年度より70時間増やしまして、先ほど申しました930時間、来年度はさらに20時間増やして950時間とする予定にしております。

児童・生徒が抱える問題としては、今ヤングケアラーのことが出ましたけれども、昨年度、本年度、ヤングケアラーについてのスクールソーシャルワーカーの訪問というものはあっておりませんで、主に不登校の問題を抱えている児童・生徒の御家庭の家庭訪問が中心に行われております。ですので、学校との事前の情報収集や課題の把握、分析を行って、それを基に家庭訪問を行い、その後、学校等のケース会議を行い、情報共有、あるいは今後の在り方を検討してもらっているところです。学校としましては、児童・生徒と家庭の間に専門家が入っていただくことによって、解決に導けるということで大変助かっているという声をたくさん聞いております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。児童や生徒が学校内で気軽に相談できる仕組みを整えることで、悩みを抱える子供たちが疎外感を抱いて孤立せずに、その児童・生徒に応じたサポートができるようになります。さらに、教職員の負担も軽減されたり、教職員が気づかないようなことをスクールソーシャルワーカー等が発見できたりと、学校全体に多くの効果も生まれると思っています。

先ほども縦割り行政の解消について言及しましたが、福祉課や教育総務課等の横の連携、さらには社協や医療機関、また民生児童委員の方をはじめ、企業や団体との連携で、ヤングケアラーをはじめとした様々な支援を行うことが重要ではないかと考えます。

ケアに時間を要し、自分のことには時間を費やす余裕がないからこそ、例えば、企業見学

などをして自分が何に興味があるのかを知る機会を設けたり、自らの将来について仲間たちと語り合う機会を設けたりするなど、子供たちが自己の特性や適性を知り、将来の夢や希望を持ち続けていける、そんな明るい未来につながる支援を広げていければと考えております。

最後に、本市のヤングケアラー支援について、担当の部長に伺います。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

御指名ですので、御質問の鹿島市におけるヤングケアラー支援について、現在の取組の一つを御紹介したいと思います。

それは児童虐待、ヤングケアラーなど、課題を持つ子供の早期発見につながるような研修といたしまして、令和5年度から教育部局と連携し、市内小学校の子供や教職員等を対象としたワークショップ形式の研修会を行っています。令和6年度以降は、全ての小学校が卒業までに受講できるよう、市内の小学4年生を対象にこどもワークショップを毎年開催し、教職員ワークショップは学年ごとに4年に1回開催することで、研修を受けた職員が在籍するよう計画しています。

この研修会を通じて、直接子供たち自身や子供たちを見守る関係機関の支援者へ暴力防止対策やSOSの出し方などの教育プログラムを実施することで、子供自身に知識とスキルを提供し、子供たちを見守る支援者の知識、対応力の向上を図り、課題のある家庭や子供の早期発見へつなげていきたいと考えています。

ヤングケアラー支援の難しさは、冒頭の総括質問でも議員がおっしゃいましたように、家庭内のことで問題がなかなか表に出にくく、子供のヤングケアラーとしての状況を把握しにくいことが要因として挙げられます。そして現状では、ヤングケアラーの認知度の低さに加えて、子供自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず支援を求めない、特に子供自身がヤングケアラーと認識していない場合は対応がさらに難しくなります。

子供の発達に必要な遊びや勉強などの時間の確保や、清潔な住空間で食事や入浴など、規則正しい、子供らしい生活が送れるよう、また、若者の場合は自立に向けての勉強や就職準備などの時間の確保、精神的、身体的な負担の軽減などの支援策により、子供自身の持つ可能性を最大限発揮できるよう、例えば、職業体験などで自己の特性や適性を知り、子供が自らの将来について考える機会を確保するなど、子供に寄り添い、子供の目線に立った支援を考えることが必要であると考えます。

今後、市としましても、相談体制の充実、相談しやすい、話しやすい環境づくりを強化し、特に子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校との連携をさらに深めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

ありがとうございます。鹿島市は子育て支援も重点施策として力を入れ、市民に優しく寄り添った政策がたくさんあります。豊かで美しい自然とともに、人の優しさは鹿島の魅力でもあると思います。

2025年の新年度予算でも、例えば、ふるさと納税基金繰入金、市長におまかせ分を活用して、特徴的な重点施策が数多く盛り込まれています。今回質問しましたヤングケアラー支援についても、いろんな事業の中で支援に結びつかせられることもあるのではないかと考えております。鹿島市と企業や関係団体との連携で支援に結びついていくような、例えば、子供食堂や健康教室、また、鹿島市の魅力の一つである企業説明会なども活用しながら、支援の輪を広げていけないものかと考えております。

ヤングケアラーやひきこもりなど、デリケートな部分があって、なかなか表明に出てにくいところもあります。学校教育現場においても、いじめや不登校の原因となる点もあるかと思います。周りの人や行政に相談できずに困っている人がいないか、小さな声、声なき声も敏感に感じ取っていけるよう、そして、誰一人取り残さない社会の実現、市民の皆様が鹿島に住んでよかった、鹿島市民でよかったと心の底から思っただけけるよう、これからも頑張っていきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で6 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時から再開します。

午前10時51分 休憩

午前11時 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

おはようございます。4 番議員の中村です。よろしくお願いします。

今年は戦後80年になりました。80年前に北海道帯広市民と鹿島市民との交流があり、10年前まで続いていたということが分かりました。

それでは、この交流について、2月25日に佐賀新聞に掲載されました記事を御紹介いたします。

「＜戦後80年＞鹿島市から北海道へ 「援農隊」の記憶つなぐ碑 辻安雄さん（享年87）」

建立 20年管理の帯広市議、風化を危惧。太平洋戦争下に学徒動員「援農隊」として鹿島市から北海道十勝平野へ派遣された辻安雄さん（享年87）が2005年に同地に建立した記念碑を、約20年にわたって管理する帯広市議の佐々木勇一さん（82）が鹿島市を訪れた。安雄さんの長男、安廣さん（77）＝鹿島市＝と面会し、援農隊への感謝を伝えた。80年以上を経て風化しつつある「戦時下の交流」の記憶を語り合った。」との記事がありました。

その関連として、20年前の2005年9月2日の佐賀新聞に、北海道に援農隊記念碑、鹿島市三河内、辻安雄さん（79）が、先日の学徒動員で援農隊員として農業奉仕に行った北海道帯広市に記念碑を建立する。辻さんは当時、鹿島立教実業学校——元の鹿島高ですね。——の生徒で、70人で北海道に渡った。辻さんは現地に援農隊の足跡をとどめ、思い出を風化させまいとの思いを実現させた。

援農隊は、同校、鹿島立教実業学校の4年生、5年生、現在の1・2年生の男子生徒約70人で組織。国の緊急食料増産のため、1943年8月から約3か月間、帯広市の農家に分宿し、ジャガイモや大豆などの収穫に励んだ。米は配給なのに、私たちにぼた餅を作ってくれたと辻さん。我が子のようにかわいがってくれた農家の温かさを戦後60年の今も忘れない。当時の仲間も少なくなり、記念碑建立を思い立ったということで、北海道のほうにこういう建立された記念碑が建っております。（資料を示す）本当に心温まるエピソードでありました。

この記事で御紹介いたしました帯広市議の佐々木勇一さんが同僚議員4名で鹿島市に行政視察に来られた際に、議会応接間で辻安雄さんの御長男の安廣さんと面会をされました。私も同席させていただきました。80年前にこのような交流があったのだなと心温まる思いでした。鹿島市に行政視察に来られたのは、同僚議員の先輩が市内におられまして、その御縁で鹿島市を訪問されました。

それでは、質問に入ります。

3月議会の質問項目は、大きい項目2、小さい項目10と今議会で質問する予定でした。しかし、水道料金の漏水における料金減免については、市民生活に大きな影響を及ぼす問題ですので、質問時間を確保するために、1の地方自治法（住民の意義及び権利）の第10条2項についての質問は次の機会に行います。

それでは、質問に入ります。

水量料金の漏水における料金減免について、以下5項目について質問いたします。

1、水道漏水の現状について、2、水道料金の減免に関する基準の令和6年4月1日の改正について、3、水道料金の減免に関する基準改定の理由について、4、水道料金の漏水減免は行政処分（大阪高等裁判所、平成16年5月27日、行政手続判例）について、最後に5、行政処分の一事不再理について質問いたします。

まず、総括質問として、水道漏水の現状について説明をお願いいたします。

関連質問はこの後行います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

議員の御質問で、水道漏水の現状について回答いたします。

水道の漏水におきましては、まず一般的に、報道でもありますが、水道の本管と、あと、引込み等による漏水が発生しておりますが、今回、料金の減免についてという御質問でございますので、同じく水道管というのは家の中に引き込んで水を使っておられます。これを給水管と申しますが、宅内、家の中でのメーターを通った後の漏水も発生しております。

この漏水の状況でございますが、大体この漏水が発生した際にうちのほうに減免という申請をされるところで把握している件数で申しますと、令和4年度で106件、令和5年度で117件、令和6年度は現在2月末での集計でございますが、136件っております。宅内のほうの漏水も年々増加している状況でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

漏水の件数については今説明をしていただきました。

それでは、この漏水の減免で高額になった水道料金を一部減額する金額が、先ほど令和4年度の106件が3,057,736円、令和5年度の117件が6,929,344円、令和6年度が、先ほど2月末ということでしたけれども、2,030,990円となっております。

減額された水道料金は、水道を利用している全使用者の水道使用料金での負担になりますね。税金とは違いまして、利用者全て、一人暮らしの高齢者、生活困窮者、関係なく負担しなければなりません。

今御説明ありましたように、誰でも自宅の水道管の漏水が発生するおそれはあります。しかし、自宅内の水道管はその人、個人の私有財産です。管理責任も当然にあります。

漏水した水道料金を水道利用者に何割負担していただくかは、水量料金改正と同じように、水道利用者の意見、議会の意見を聞いて基準の見直し、つまり改定をしなければ不公平となります。水道料金は公共料金ですので、慎重な取組が必要と思います。

そこで、質問です。

令和6年4月1日に料金の減免に関する基準の改定が行われました。水道利用者にとっては身近な問題であり、水道料金の漏水減免についての見直しです。確認しましたが、市報、市のホームページ等に掲載はされておりました。また、このような公共料金の改定は議会に報告もありません。なぜ今の今まで公表しなかったのか。うがった見方をすると、公表したら何かまずいことがあるのではないかと疑いたくもなります。公表しなかった理由、

納得できる説明をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

水道料金の改定、基準の改正を行っております。漏水の減免に関しては、給水条例及び給水条例施行規則等に減免ができる旨を記載しておりますが、詳細においては、施行規則の中に別途基準を定めて業務を行うようにしております。条例に関しては議会にお諮りして改正を行っておりますが、この基準に関しては担当課及び市長の判断で行えるというふうになっておりますので、その中で改正を行っております。

公表に関しては、もともと基準等は公表しておりませんでしたので、皆様のほうには、ホームページ等には載せていない状況でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

確かに、議会には報告したり議決をする必要はありませんね。それは分かります。しかし、これは公共料金ですし、また、漏水した分の料金は皆さんで負担せんばいかんわけでしょう。議決が要るとか要らないではなくて、市民にお知らせするのはお知らせせんばいかんですね。基準は細かくありますからなかなか分かんと思いますけれども、改定したのが、漏水量によって次の割合で減免を行うという部分を基準を見直されました。

1、漏水量が50立方メートル——難しかけん、これは立方メートルは1トンということでしょう、1が。それで、漏水量が50トンまでの部分はその2分の1を減免する。2が、漏水量が50トン超100トン以下の場合はその3分の2を減免する。3、漏水量が100トン超の場合は4分の3を減免するとなっていますね。これを全部取り払って、4番の次の改正が、前1から3により認定した水量は基準使用水量の3倍を限度とし、それを超える全ての水量を減免するとなっとなっです。

そしたら、今度の例もありましたけれども、例を言いますと、例えば、漏水量が1,900トンの場合は、その基準使用水量が30トンの場合は、3倍やっけんが90トンが減免というか、料金を払わんばいかんわけでしょう。それから、1,810トンは我々水道料金を払っている人が払うわけですね。こういう市民の皆さんに関係あるようなことを、確かに議会の議決は要らんということでもありますけれども、やっぱりこれは——こういう細かい部分はなくなったわけですね。簡単に、その人がふだん使う水量の3倍、それより超えた部分は全て減免するということでしょう。それでいいんですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

再度補足の御説明をいたしますと、従来でしたら、先ほど、通常30トン使って6千円払っていたという方がいらっしやったとすれば、今回、30トン使っていらっしゃる方が1,900トン漏水しましたよとなった際には、従来でしたら、50トンまでは半分に、50トンを超えて100トンまでは3分の2、そして、100トンを超えたら4分の3という計算方法で510トンに減額されて、料金的には漏水した分からずっと減らしていったら130千円の請求という形になります。この方法は残っております。それと、今回見直した基準で、30トンですので、おっしゃるとおり90トンの料金と比較して安いほうを請求するという形を取っております。ですので、3倍にしたら、先ほどおっしゃったとおり、90トンに減額して、料金的には20千円に減額しておるところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それは分かりましたけれども、漏水した分の1,810トンについては、これは水道料金を払っている方が払うわけでしょう。それは違うとですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、水道料金というより、水道経営自体はおっしゃるとおり水道料金で成り立っておりますので、全ての経費に関しては水道料で賄っております。

最初に申しましたが、水道の本管で漏水した水に関しても同じく水道料金で賄っておりますが、直接お支払いしていただくというより、水道料金でいただいている経費の中の経費のロスの方ということで対応していると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

なかなか説明が難しかというか、要するに減免した分の水道料金というとは——よかですか。減免してできないという、減免した分の、それを超えるものは全て減免するとなってしまうでしょう。だから、漏水して基準を超えた分は減免やっけん、この部分は我々水道料金を払っている人に——経費が大体1トン220円でしょう。その分は我々に負担がかかってくるということですね。

中村課長は水道の神様と言われるような方ですからよく分かっておられると思いますけれども、長い経験の中で、これはやっぱり水道料金を負担している一般の——九千何百世帯かな。よかです、よかです。——の方たちに負担が増えるということは感じておられますか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

漏水の減免、こういったロスに関しても、本管のロスに関しても、同じく経費的には負担が生じてまいりますので、ひいて言えば、水道料金が基となっておりますので、皆さんのほうの料金で賄いますので、直接負担というより、やはりそういった経営における経費が増加していくということでは認識しておりますので、ひいては、最終的には負担にはなるかと思いますが、皆さんもともと組み込んでいる経費、これが今回、漏水減免を改めて、最初につくったわけじゃなくて、ずっと今まで経緯的に水道経営の中では減免を行っておりますので、そういった意味では、皆さんもともと経費的なところの御負担をいただいている一部だと認識しております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

分かったような分からないような答弁ですけれども、それしか言いようのなかもんね。

それでは次に、3 番目の水道料金の減免に関する基準改正の理由についてです。

基準改正の理由とその経緯につきましては、私の情報公開請求に基づき市から開示された資料に詳しく報告されておりましたので、紹介いたします。

質問する前に、今から質問に使う資料は、鹿島市情報公開条例第 6 条の規定により、公文書の開示請求をし、市から開示された資料です。

鹿島市情報公開条例とは、紹介しますと、この条例は、「市が保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を保障し、市政運営の公開性の向上と市民の市政参加の促進を図り、市の諸活動を市民に説明する責任を全うすることによって、市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的とする。」と規定されております。鹿島市民なら誰でも請求することができます。また、開示された資料を見せてもらうことも可能ですし、今から紹介します資料を皆さんに見せることも、お渡しすることも可能です。これから使います資料も市民の方が同じように請求し、同じ資料を受領しておられます。

先ほど申しました情報公開請求で市から開示された資料の中に、禁口伝票という資料がありました。

禁口伝票というのは、口頭、または電話で業務を受けた場合には、職員さんは必ず禁口伝

票に所要事項を記入し、その受付者が認め印を押し、業務担当者に回付——回しながら確認してもらわなければならないと規定されている業務の引継ぎ簿です。

これから紹介いたします禁口伝票の件名は、高額となる水道料金の納付（漏水減免）への軽減の相談についてという禁口伝票です。相談者は議員で名前は書いてありますが、A議員といたします。

今回の改定は、水道料金の減免に関する基準の見直しです。見直しに至る経緯は、A議員からの相談を水道課が受け、市長に相談内容を説明し、漏水減免基準改定の指示がなされ、令和6年4月1日に改定されました。

A議員からの相談内容については、この後、説明いたします。基準の見直し、つまり改定の経緯が詳しく記載されておりますので、御紹介いたします。

先ほど件名は申しました。表記の件につきまして、以下のとおり報告します。

概要、令和5年8月の検針でB氏の自宅（借家）で漏水が判明し、水道料が高額、使用料1,897トン、請求額497,728円となっていたため、水道課より早急な修理と減免申請をお願いした。

令和6年1月、水道料金減免額の決定と請求使用料513トン、請求額132,357円を行ったところ、通常料金、基準使用水量、普通使っている料金ですね。それが29トン、5,500円と比較して高額なため、さらなる減免を要望されたが、減免額の軽減変更はできないことを伝えた。

令和6年2月、A議員からB氏の漏水減免について電話にて相談があった。減額はできないのか、減額の設定はないのかとのことであった。現在の水道料金の減額基準では限度額の設定はないため対応できないが、県内の他市町の状況を確認したところ、多くの市町が設定されており、限度額の設定を検討し、市民負担の軽減を図りたい。それが1、概要です。

2が減免の内容ということで、減免の数値があります。

3が限度額の検討と対応について。

①県内11水道事業所の限度額の状況。

限度額あり8事業体。指定数量の3倍、5倍、6倍と、限度額なし3事業体、鹿島市を含む。

②認定水量の上限の設定について。

設定を推定使用料の3倍までを上限としたい。理由、水道料金の値上げに伴い、漏水時の負担も増となるため、軽減を図りたい。宅内の水道管は個人財産管理の問題でもあるが、高額な負担は生活に大きく影響する。検針等が2か月に1回で発見が困難な場合、漏水量が大きくなることがある。県内で半数以上の事業体が限度額を設けているため、これを参考としたい。

③変更の基準日。

令和5年4月に遡って1年分を対象としたい。理由、現時点で5年度の減免申請で処理済件数は約100件程度あり、そのうち限度額の適用対象は20件程度ある。このため、遡って対象としないと不公平となる。基準の変更は議会等の承認は不要であり、課内での調整が可能である。

④今後のスケジュール。

課内で限度額の検討や精査を行い、対象となる案件を絞り込み、処理ができるよう整理を行う。

2、3月議会で議員より料金改定の議案審議にて問題を提示してもらう。

3、年度内に事務処理を行う。

4、これは経緯で、詳しくなっております。令和5年8月28日、先ほどのB氏より電話あり。検針表を見た。金額が500千円弱となっている、どういうことか。職員が訪問して、メーター回転中、メーターの針を確認し、至急修繕するように伝えるとともに、減免については説明済み、納付については減免決定後、協議することとなった。

いろいろB氏と水道課のやり取りがありまして、6年1月15日、減免額の金額が132,350円になる。高額のため、幾らぐらいなら月々納付できるかと尋ねた。令和6年1月31日、B氏から、減免後の金額が130千円は高い、もっと安くならないかと言われた。規則に従って、これ以上の減免はできない。分納でいいので支払いをお願いしたい。6年2月5日、130千円は高い、どうにかならないかと言われた。これ以上の減免はできない、支払いはB氏の都合でいいのでお願いしたい。

ということで、その後、2月9日にA議員より電話あり。B氏より、高額な水道料金を請求されているとの連絡があった、状況を知りたいとのこと。上記の経緯について概要を説明した。今回請求している料金については減免決定後の金額であると説明。減免の制度は分かっているが、このような高額な請求になって支払えない方はいないのか、そのような場合の対応はと聞かれる。納付が困難な場合については分割納付の相談も可能であり、相談のための連絡を行っていると伝える。料金改定と併せて減免の制度変更も検討できないのか、疑問もあるので課長につないでほしいとのことであった。後ほど折り返し電話することを確認し、電話を切る。

同日14時20分、担当課長がA議員へ電話で確認を行う。議員。一般市民が水道料金を払うには高額な水道料金である。例えば、支払いの上限を設けることはできないか。市。通常6千円の料金が、減免されたとはいえ130千円の請求は負担が大きいと思います。鹿島市では、宅内漏水に対し、水道料金の減免措置を基準にのっとり行っている。宅内の漏水した水道管は個人所有の私財であり、維持管理の問題でもある。漏水し、使用者が使用していないといっても、水道水には経費がかかっており、お支払いをお願いしている。今年度は規則にのっとり多くの減免を行ってきているので、もし上限を設定するとしたら、遡って対象者に

還付する必要も出てくる。中には、事業所ですが、かなり高額な料金を支払っていただいている事例もあります。議員。他の市町の情報を集め、内容を検討し、来週にでも情報公開制度で漏水減免の件数や金額などの資料を請求させてもらう。過去5年程度、一般事業所の減免の実績などになると思う。3月議会で水道料金改定の審議の際に、市民に負担が増えることになるので、この減免について質問をさせてもらう。料金の改定では市民に負担をお願いすることとなりますので、減免については今後検討していきたい。

その後、4日後、2月13日、担当課長が他市町の漏水減免について調査確認を行い、限度額の設定について課内で打合せを行う。山浦部長に経緯を報告し、市長、副市長へ報告するよう指示を受ける。市長、副市長へ説明後、A議員へ検討を進めることを電話にて連絡する。11時、議長室にてC議員、B議員へ状況の説明を行う。

これが水道料金の減免に至った経緯です。

また、今言いましたように、A議員は3月議会でも水道料金の減免について審議の際にこのとおり質問をしておられます。

中村課長、今質問しました禁口伝票の内容、今回の水道料金の減免に関する基準の内容が改定に至った経緯を今説明しました。私は禁口伝票に記載してあるとおりに紹介いたしました。間違いありませんか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

今、議員が読み上げられました禁口伝票の経緯に関しては、文言的には間違いはないと考えます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

議会の議決は要らんとするとしても、公共料金ですので、本当に慎重にせんばいかんですね。

それで、市長に質問します。

A議員が2月9日に相談をし、市長は2月13日に担当課からA議員の相談内容の説明を受けられました。その日のうちに減免基準改定を指示されております。僅か4日で市民生活に影響のある公共料金改定の指示をなされました。

災害時でもありませんので緊急性は全くありません。僅か4日で決定された理由を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

すみません、1点だけ述べさせていただきます。

まず、議員のほうから、見直しというか、限度額がないのかということでそのときのお問合せがあっておりまして、限度額に関しては、鹿島のほうではそれまで一切検討していなかったというのも踏まえて県内の状況を調査させていただきました。途中御説明されたように、11水道事業体ございますが、8事業体とほとんど上限を設けられているということで、鹿島市のほうはかなりそういったところは見落としていたということが1点ございます。

それと、今後、水道料金自体の改正をお願いして料金が上がれば、この漏水に関する負担も上がってくるという認識も持っております。

それともう一つが、やはり今回の例もありますが、いつも5千円ぐらい使いよっとならして500千円、減額しても100千円という、この高額というのは、今回賦課をした方からも相談があって、職員共々、あまりにも高額な請求となっているところで、いろいろ検討を重ねておった中での御提案でございましたので、そういった旨の報告を市長にして、今後こういったところの検討はどうだろうかという提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、私のほうが2月13日に対応をということで、そのときに、よその状況を調べて検討しなさいということで、この時点でどういうふうな料金改定をしなさいといった決定をいたしておりません。その後、協議の中で、こういう状況ですという説明を受けて、その中で協議をした結果、料金改定に至ったということで、僅か4日で料金改定を行ったということとはございません。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私はこの禁口伝票に書いているのを言っているわけですね。それで、それを言われるようだったら、そこに今言われたような説明をまたつけておかんばいかんですたいね。私はこれに基づいて質問をしているわけですからね。

2月、3月期というのは、水道課にとっては物すごく忙しかですね。予算編成、多忙ですよ。その時期に突然市長から、さっきは突然とは言われませんでしたけど、この禁口伝票を見たら突然ですよ。2月13日で、そして、4月1日に改正になりますから、40日としても土日引いたら僅か30日ぐらいしかなかですね。その間に、先ほども言いましたように、検討事項のところにありますように、各事業体の状況を見たり、上限の設定、この3倍と決

めたのも私よく分かりませんが、その人の言ったことならば分かりますけれども、やっぱり何事もなくお金を払っている方たちのことも思わんばいかんですね。それは漏水された方も分かりますよ。

それから、変更の基準日ですよ。これは令和5年4月に遡って1年分としたいと言うばってん、実際は5年間遡ってっすね。それはまた弁護士に聞いたりせんばいかんでしょ。それから、私がこの前言いました裁判の例もありますね。恐らく1か月の間に、予算のことも——水道課は何億円という予算ですね。しかも企業会計ですので、物すごく詳しくつくらんばいかん。

それを突然、市長から水道料金の減免に関する見直しの改定を指示されたわけですよ。これではですよ、中身は分かりませんが。この改定に至るきっかけは、先ほど紹介しましたA議員からの高額となる水道料金の納付、漏水減免の軽減の相談についてがきっかけですよ、間違いなく。

この相談が2月9日で、市長は2月13日に指示はしなかったという話ですけども、これを見ているとそういうふうに見えます。指示を受けて僅か40日ですよ。基準の改定までに時間がありませんでした。なぜ今年度中の令和6年4月1日に設定ばせんばいかんやったとか、ここも疑問ですよ。基準改定は簡単にいきません。職員の皆さんに聞きますと、いろんな資料を集めて話し合いをして、特に減免とかなんとか公共料金になると本当に熟議ばせんばですね。それも1か月の間に決められてですよ。

こういう予算編成で忙殺されている時期に、水道課職員の現在の仕事量も市長は考慮せず、市長の思いのまま唐突にと言ったらおかしかですけど、基準改定の指示を出されたわけですね。またその基準改定の理由が、A議員の減免の制度変更の検討ができないのか、支払いの上限を設けることができないかというだけの理由ですよ。緊急性は全くありません。職員へ緊急性の全くない業務を押しつける。_____

今、パワハラ問題がいろいろ出ていますけれども、川原部長、これは本当に水道課の職員さんは大変やったと思うですよ。2月、3月、何億円という予算の出、入り、せんばいかんですよ。この状況で水道課の職員さんに聞き取りをしていただきたいと要請しますが、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今の件について、2月、3月は非常に忙しい時期ということで話がありました。ただ、よその情報収集というのはそんなに時間かかりません、今はいろんな情報をすぐデータとして取れますので。

私から指示をしたのは、こういう状況があるので、他市町の状況等も十分見ながら、鹿島市がどうであるのか検討しなさいということで、物すごく仕事が忙殺する中で残業してするというような案件ではなかったというふうに私は考えておりまして、これがパワハラに当たるという認識では私はおりません。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

この業務に関して業務量が増えたという御心配等、ありがとうございます。ただ、先ほど市長が申したとおり、資料の収集等はさすがに今インターネットとかがありますので、そう時間を取らずに集約できたというのが1つ。

それと、業務に関して、期間は短いんですが、それである程度の資料等、精査ができておりますので、過剰な業務が増えたという認識ではないところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私は職員さんに聞いて確認して言っています。とにかく忙しかったと。それはそがんでしょうね。インターネットでされるといっても、その出た資料を確認せんばいかんじやなかですか。出たからといって丸々信用するわけにいかんでしょう。やっぱりこういうことでしたということで、そこの自治体に聞かんばいかんですよ、どうしてこうなりましたかと。11事業体あったら11事業体に聞かんばいかんでしょう。それから、これは民法で遡りましたから、まず最初は2年やったですね。それが5年に改正になったらまた5年ですよ。いろんなことばせんばらんけん、1か月といっても、それはほかの通常業務もありますよね、通常の仕事も。

それで、市長はパワハラと思いませんと言いますが、それは市長が思うことであって、された人がどう思うかということですよ。課員たちがどう思うかということです。川原部長、そこは確認していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えをいたします。

ハラスメントというふうなことで申されております。この件については、昨年2回、アンケートを取っております。昨年と今年度、今年ですね。その分については、本件に関するハラスメントと感じた、または感じている職員はございません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

じゃ、あなたがしなければ私が聞いてみます。

それで、次、水道料金の漏水減免は行政処分（大阪高等裁判所、平成16年5月27日、行政手続判例）について質問いたします。

この裁判は平成15年11月12日に奈良地方裁判所において、上水道料金免除申請否認処分取消請求事件でありまして、内容は、生活困窮者の方が、漏水ではないが、生活困窮のため減免の申請をし、市から認めないとの行政処分を受けた審理で、その処分の取消しを求めた裁判です。1 審は敗訴しましたが、2 審の高等裁判所では、要するに市長の裁量というのが大きいので、漏水だけではないということで、生活困窮者も減免の請求、申請ができるようになりました。

それで、3月11日の新年度予算審議で、漏水減免処分は高等裁判所の判例で行政処分と何回も質問いたしましたが、行政処分でないとの水道課の答弁でした。高等裁判所の判決も鹿島市は認めないという信じられない状況が現在生まれております。

しかも、この裁判は行政手続判例といいまして、普通、判例というのは拘束されません。例えば、選挙は合憲、違憲とありますね。しかし、この行政手続判例というのは、行政不服審査法の52条に規定がありまして、裁決の拘束力というのがあります。行政不服審査法52条、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」、関係行政庁というのは市ということですね。行政庁である市は、裁判の裁決の趣旨に従わなければなりません。判決は先ほど申しました、漏水減免は行政処分であるとの採決です。しかし、鹿島市は認めないわけでしょう。裁判の判決に従わない理由を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

議員のおっしゃる判例に関して、3点で鹿島市が行政処分じゃないという理由を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、この行政判例とは別になりますが、平成15年10月10日に最高裁のほうで決定した判例がございまして、この中で、水道料金の債権に関しては民法の適用を受けるものと判断されております。ですので、まず、水道料金に関しては債権としては民法での対応となっております。

議員がおっしゃられている判例の中で、文書の中のほうに裁判所の判断の理由というところがございまして、まず前段といたしまして、上水道の利用関係は法律によって当然に成立

するものではないと。要は、行政処分には当たらない旨を述べられているのと、続きまして、水道事業者と需要者の間に給水契約が締結されることによって成立するものであると、水道の料金は契約に基づく民法の適用である旨を記載されております。この後に、民法の契約に基づくものであるが、奈良市の水道事業においてはというふうに奈良市のほうのことを強調された上で、奈良市の通知文書のほうにですが、行政不服審査法に基づく審査請求ができる旨の明記がされている、書かれてあったと。それと、行政不服審査として奈良市が取り扱って決裁を行っている。この点をもって行政不服審査による処分性があると判断されているというふうに書いてありますので、この判例自体が特殊な事例だと考えております。

もともと水道料金は公債、民法に基づくもので、私債であるべきところを公債扱いされているという判断で、この判例自体は例外的な取扱いですよと認識しておりますし、顧問弁護士のほうにも確認を取ったところ、同様の見解をいただいております。

3点目でございます。民法の改正が令和2年4月1日に施行されたものがございまして、この中で、新規で定型約款という規定が設けられております。

この定型約款というのは、電気代とか、電話代とか、そういったところに最初、ばつと契約書を書いてありますが、これが一連の契約する相手にかかわらず用いる契約方法になりますが、不特定多数の方に対して一個一個契約を結ぶのは難しいということで、定型的な契約書を用いる契約方法でございます。

この定型約款に関して水道のほうも、給水条例及び給水条例施行規則になりますが、給水協定という、大体国になりますが、これを定型約款として水道課と需要者の間で契約として取り交わして、それに基づく水道料金の取扱いは私債権となる。これに関して、今、国交省のほうに移っておりますが、当時は厚生労働省が上級官省になりますが、こちらのほうから令和元年8月19日に事務連絡が来ておりまして、水道供給契約の条件を定めた供給規定、これが給水条例になりますが、定型約款に当たると考えられるので、改正民法の定型約款に関する規定が適用されるということで、民法で取り扱いなさいという考えが示されております。

以上の3点をもって水道料金、行政じゃなくて、料金の取扱いに関しては民法の適用を受けますので、行政処分ではないというふうに市のほうでは意識しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それは水道課と本人の水道契約の話ですよ。私が言っているのは、行政処分、要するに、これを認めてくださいと、認めないですよと認否する裁判ですよ。

そういうふうに言われると思ひまして、最後の手段と言ったらおかしかですけど、鹿島市に行政不服審査法52条の法律を守ってもらうために、厚生労働省に漏水減免の見解を求める

ほかないと思ひまして、知り合いの人に福岡厚生労働大臣の公設秘書に同省水道課に漏水減免の見解を一般論として聞いてもらえないかと相談いたしました。そしたら、ここに厚生労働省から資料が来ました。（資料を示す）この事件は最高裁までなっとつとですね。そして、減免の処分が行政処分であるということを最高裁で判決しとつとですね。

それで、厚生労働省の見解は、先ほど課長がいろいろ言われましたけれども、高等裁判所の判例というのは、先ほど言いましたように、行政手続判例ということで拘束されますと言うたですよ。そこにずっと法的根拠を掲げておられます。行政不服審査法、行政手続法、それから行政活動法、国土建設保全法、もうずっとそれになっております。

先ほど言われましたことは、上水道の利用関係は法律によって当然に成立するものではなくということでしょう、紹介されました。水道事業者と需要者との間に継続して給水と、その料金の支払いを内容とする給水契約が締結されることによって成立するものであるがと書かれとつとですね。あるが、奈良市水道事業においては、上水道料金の減免ですよ、契約じゃなか。減免に関する規定がわざわざ条例に設けられており、大量に発生する上水道料金の減免に関する法律関係をならしめ、その平等な取扱いに当たり云々となつとつとですね。

そして、そのことが、このそうするとが問題ですよ。そうすると、さっき言いましたように、上下水道の利用関係は法律によって関係するものではなく。そうすると、被控訴人——市は、本件給水条例第34条により、上水道料金の減免申請に係る処分権限を市が付与されており、上水道料金の減免ですよ、契約じゃなかです。減免に関し、本件手続条例8条1項本文に規定する行政庁に当たるものと言うことができると、処分することできると。被控訴人——市による上水道料金を減免しない旨の決定は同項本文に規定する、申請により求められた許認可等を拒否する処分に該当すると。これで厚生労働省の見解は、この部分で鹿島市に当てはめてみてくださいと。減免規定が条例に明記されていれば処分性は認められるはずですよと書いてあるですね。これは厚生労働省からもろうたですよ。公設秘書からもろうとつとけん。

そして、この裁判は、平成17年12月9日に上告審で、最高裁判所第2小法廷で決定となつとつとですね。

厚生労働省の見解は、今言いましたように、この部分で鹿島市に当てはめてみてください。減免規定が条例に明記されていれば処分性が認められるはずですよということですね。行政処分に当たりますよと。

そしたら、鹿島市水道事業給水条例第34条ですよ。「市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、新設負担金、手数料、その他の費用を軽減し、又は免除することができる。」、鹿島市水道事業給水条例施行規則第13条、「条例第34条の規定による料金の軽減又は免除の対象範囲は次のとおりとする。」と条例に明記されておりますね。これは完全に厚生労働省からもらった資料と一緒に、この根拠からです。それでまた、水道料金

の法定根拠は水道法第6条なんですね。事業の認可及び経営主体、「水道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。」、これは水道事業給水条例の後ろには、水道法があつてですね。完全に法的根拠があります。厚生労働省の見解に間違いがあれば答弁をしてください。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

間違いというより、先ほどの厚生労働省の見解については初めてお聞きしましたので、うちのほうでもまだ精査が必要かと考えますが、まず、市のほうの見解といたしましては、おっしゃるとおり、民法に対応するというのは平成15年の最高裁の決定でございますので、それまではおっしゃるとおり地方公営企業法に基づいて水道事業というのは行っておりますので、行政でございます。

今回、対応としておるのが、水道料金に関しては、料金の取扱いに関しては条例規則を契約書とみなして取り扱いなさいという指導ですので、その中の水道料金の減免というのもなくまで水道料金の対応でございます。ですので、市の見解といたしましては、民法の適用で料金を減らしますよという、あくまで通知関係と認識しておりますので、行政処分ではないという見解を今持っておるところです。ただ、おっしゃるところは精査が必要かと考えます。以上です。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

中村課長から民法ということのお話がありましたけれども、この裁判の事件名を読んでもますね。上水道料金免除申請否認処分取消請求事件とあるんですね。認否というぎ、認むつか認めんかということでしょう。これは契約には全く関係なかですね。そういうところで厚生労働省の判断も、条例にあれば、これは減免の措置というのは行政処分ですよという判断になっているわけですね。

中村課長は常に民法で言っていますけど、ただ、この民法の線が崩れると、今していることが大変なことになつとは間違いなかですね。民法の規定によって、幾らやったですかね、

今五十何万円しとっわけでしょう。A議員が問題にしてなったのは四十九万何千円だったです、それがこの改正の後、結局、金額は幾らになったんですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

今回の事例でいきますと、通常5,500円のところが500千円近く請求がなって、その後、改正前の請求でいきますと130千円ほどになっております。基準見直しの結果、約20千円程度となっております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

490千円、500千円弱のやつが20千円になったということでしょう。

それで、114人に565,268円払ってあります。これが民法ではなくて厚生労働省の見解の行政処分ということになれば、厚生労働省の判断が正しければ、民法が適用されないということになったらこれは違法な処分をしているということになるですね。そういうことになった場合は違法状態になってくるわけですね。

もう一つ、この問題は、A議員から高額な水道料金を請求されていると連絡があったと。減額の制度は分かっているが、高額な請求になって支払えない方はどうするのかと。減免の制度変更も検討できないのか、支払いの上限を設けることができないかといって市長のほうにこの連絡が行ったわけですね。そしたら、2月9日で、2月13日に、市長は判断しなかったと言いましたけれども、これを見ていたら、市長、副市長へ説明後、A議員へ検討を進めることを電話にて連絡するということでしょう。この文書でいけば、基準を改正することを連絡したわけですね。その後、1か月かからないうちに基準の改正が行われたということですよ。

これを見て誰でも感じるの、これは口利き行為ではないかということを言われます。これは何かといいますと、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律があります。第1条ですね、「衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は」、問題はここからです。「特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあっせんすることと」という法律があります。これを見たら、普通、これに抵触するおそれがあるんじゃないかという感じがいたします。

それで、減免が民法であるかないかというのは、後でまたお互いに情報を提供し合ってしましょう。

議長、地方自治法109条の4項の特別委員会の設置を要請したいと思います。

理由を申し上げますと、A議員から水道課への高額となる水道料金の納付、漏水減免への相談についての内容が適切な相談内容であったのか。前半で述べましたように、A議員からの相談事項が僅か4日で公共料金改定の決定が行われました。改定内容は、重要な減免の制度変更、支払いの上限を設けるなどです。また、この基準改定には内容に問題があります。この改定に至る原因を調査し、明らかにする必要があります。

また、先ほども申しましたように、一個人から高額な水道料金を請求されているとの連絡を受けたA議員の相談内容を担当課から説明を聞いた松尾市長の漏水減免の変更の指示命令は、先ほど言いました公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律に抵触するおそれがないか。捜査はできませんけど、調査はできます。

最大の問題は、先ほど言いましたように、漏水減免は行政処分であるとの高等裁判所、最高裁判所の判断を先ほど紹介しました。厚生労働省も減免の処分は行政処分であるとの見解であります。

そこで、私が言っているのが正しければ、現在も違法状態が解消されないで、減免措置をしながら我々みんなが出し合っている水道料金の中から補填するような形になってですね。違法な状態は誰がどのようにして決定したのか、明らかにしなければなりません。

以上の理由から、特別委員会を設置し、真実を明らかにし市民に報告しなければ、市議会議員としての役割を果たしたことになります。特別委員会の設置を強く要請いたします。

（「議長、これは一般質問を逸脱しています」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

特別委員会の設置につきましては一般質問の中でできる内容ではありませんので、ここでは判断をいたしません。特別委員会の設置というのは、議員の皆さんが、これが必要だということに応じて設置されるものですから、この場での決定というのはいたしませんので、よろしく願いいたします。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）続

私は決定してくださいと言っているわけじゃなかですよ。設置を要請しているだけです。それは議員の皆さんの判断にお任せします。

では、終わります。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

すみません、漏水減免の検討を行った経緯で、再度補足というか、説明をさせていただきます。

まず、もともと高額な負担、5千円しか使いよらん方から、500千円の請求が来たと。130

千円、それでもやはり高いと。本人とやり取り、経緯はございます。その中で、議員も相談を受けてこちらにお問合せをされますので、そういったところで御相談もあっております。やはり議員の意見としても、一般の方としても、意見をおいただきした以上は、職員としてその限度額に関しては検討いたします。今回検討というか、調査をしたところ、鹿島市と、あと2市町あるんですが、11団体のうち8市町がされていると。これは鹿島市としてもどんなもんかと。減免というのが、高額負担、自分のせいではあつとばってん、使うとらんとに對してどうにかしてやりたいという救済措置でございますので、やはり検討はすべきだということで、市町の状況を確認した時点で、こういった方向でどうでしょうかということでも市長のほうにお伺いしております。検討をしていっていいでしょうかという確認が今回の御説明の流れかと思います。

その後、4月までの間に制度とか、おっしゃるとおり法的なところも幾らか弁護士等にも確認しながら進めていったというところで、市長から真つすぐ検討しなさいという御説明ではなく、そういった意味では、パワハラという御発言もありましたが、そういう認識はございませんし、職員のほうも帰って聞き取りをしたところ、よくある業務の一環という認識でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

救済の措置を取ったのが私は悪いとか言っているわけじゃなかですね。減免の措置も必要でしょう。しかし、その3割というのがまずどうなのかなんですね。あとは、3割、5割、6割とあるわけでしょう。だから、何でもそうですけど、そこら辺の議論をせんばいかんですたいね。利用者、我々の気持ちも聞いてもらわんばいかん。まず、議会の皆さんの意見も聞いてもらわんばですね。議決の必要はありませんよ。しかし、議会の皆さんというのは地区の代表で出てきているわけですから、その方たちの意見も聞かんばいかんと思いますね。

そして、今減免の措置で490千円、500千円が20千円になりましたとおっしゃいましたけれども、そしたら480千円分は、その水道料は使用している方で見らんばいかんですよ。結局はそうなるわけでしょう。言っておられるように、減免された方にも管理責任のあつですよ、自宅やけん。その管理責任の部分も考慮せんばいかんですたいね。そこにいろんな議論のあるわけでしょう。だから、一方的に自分たちだけ3倍でいいとか、その5倍、6倍等とありますから、もっとあるところもあるか分らんですね。だから、その事業体になぜこういうふうになったんですかと聞いていかんばいかんでしょう。僅か30日でその事業体からの事情聴取をして、課内で議論したとおっしゃいますけれども、言われましたが、弁護士は、日にちは4月11日ですよ。日にちを見たら、4月1日には出しとつとに、4月11日に

弁護士相談に行かれたわけでしょう。違う。これにはそういうふうになっていますけどね。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

すみません、漏水減免の変更の期日を令和6年4月1日から施行するというふうに書いております。弁護士さんには、おっしゃるとおり11日に相談をしております、年度内の条例の遡及、記載ですね。4月1日から問題ないということでしたので、4月1日ということで明記をさせていただいております。いわゆる行政の手段の一つとしてそれは問題ないということでしたので、そういうふうに記載をしておるところです。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

この漏水基準の変更、顧問弁護士の相談結果については、令和6年4月11日の1時30分になっとつですね。それは基準の改定をした後に弁護士に相談に行ったわけでしょう。違うと。しかし、相談の結果は出とつわけでしょう。相談に行ったとは分かりますけど、何でも一緒ばってん、結果を見らんやったらできんじやなかですか。

そこにまず、こがん書いてあつですね。法令等の変更は周知期間を置くと書いてあるですね。市長から指示を受けてから1か月で、周知期間は何もなかじやなかですか。

そして、今回の件に関して変更理由や変更の内容を明確にすること、ここはよかですね。

対象者の遡及について、時効とすると時効の対象者を一件一件個別に判断しなきゃならないので難しいと。いろんなことが4月1日以降に出とつですたいね。アドバイスを受けとつわけじやなかですか。これからしてもやっぱりそれはおかしかですよ。

中村課長には本当に申し訳なかとばってんが、本当にここが問題ですよ。だから、こういうところは、先ほど議長はここは決するところじゃありませんとおっしゃいましたけど、ここで決定してくださいとは私は一言も言っておりません。やっぱり皆さんの御意見を聞かんばいかん。こういうところもあと1回調査をして、本当に適正な手続で行っているのかというのを見らんばいかんですたいね。行っておられると思いますよ。しかし、私はそこにちょっと疑義があります。そういうことで特別委員会を設置してもらえないかという提案を私はただけです。何かありますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

この件について議論をしていますけど、水道課長が市の見解として、議員のほうと今話をしています。そういう中で、私に1回、パワハラではなかったかということを言われました。

今、担当課長とか職員もありませんでしたということで、そのことについて議員のほうに取
下げをお願いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

私、確証がなくて言っているわけじゃなかですね。ある程度（「確証がなければ」と呼ぶ
者あり）いや、確証がなくて言っているわけじゃないということ。職員の方にもお話を私は
聞きました。（「確証を出してから言わんね」と呼ぶ者あり）実際我々もそのことでいろ
ろ言われますね、何も確証はないのにですよ。正直な話、私も迷惑しています。今言われた
市長と一緒にですよ、確証があるのかと。だから、今言われた分は私も確認して、何人もは確
認していませんけど、お話を聞いたのは聞きました。しかし、確実に聞いてからということ
であれば取り消します。

○議長（徳村博紀君）

先ほどのパワハラ発言についてはということですね。

○4 番（中村日出代君）続

発言取消しということです。確証を得てからまた再度お話ししたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長、答弁はいいですか。（「よかよ」と呼ぶ者あり）大丈夫。はい。（「では
終わります」と呼ぶ者あり）

以上で4 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。1 時30分から再開します。

午後 1 時18分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

3 番議員、笠継健吾です。こんにちは。今回の一般質問は、令和6 年度の最後の質問でも
あり、この1 年間で質問してきたことや、お願いしてきたことを主として2 点、そして、も
う一点は水道の件でお伺いをいたしたいと思います。

それでは、早速参ります。

まず初めに、のりあいタクシーの件であります。令和5 年10月より路線バスの能古見線、
大野線、奥山線、北鹿島線が始発便のみ残し、あとの便は廃止され、その代替としてののりあ
いタクシーが運行となりました。

この運行にはよいところもありますが、交通に不自由な免許証を持たない高齢者の要望を今までずっと聞いてきて、のりあいタクシーも不自由することがあり、利用を断念されるということも聞きます。まずは利用の状況がどうなっているのか、お伺いをいたします。

2点目、最近の気候は、地球温暖化の影響もあり、極端に暑い、外に出られない日が続く。冬は北の地域では今までにない大雪が降る。地球温暖化は、世界の取組を見ても、すぐに解消されるような期待はできません。

そのような気候が今後も続くと思われる中で、鹿島市として市民のために、もしくは県民のためになると思われるのが、佐賀県一の中木庭ダム周辺の自然を生かせば、暑さをしのぎ利用できるすばらしい環境が鹿島にはあると思います。執行部として、この自然環境を鹿島の活性化に生かすことをどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

3点目は、鹿島市の上水道の件でお伺いをいたします。

まず、鹿島市の上水道の井戸の水は、不足することなく安定しているのか。また、設置されている井戸の内容について、また、浄水についての仕組みを概略教えてください。

あとは一問一答でよろしくお伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

それでは、私のほうからは1項目めの予約型のりあいタクシーの利用状況についてお答えをいたします。

昨日の釘尾議員の御質問でもありましたけれども、議員御紹介のとおり、予約型のりあいタクシーは利用者減少等によりまして廃止された路線バスに代わる移動手段といたしまして、現在、北鹿島地区、能古見地区、古枝地区の3つの地域で運行をいたしております。

令和6年度の実績、利用状況といたしましては、年間で北鹿島線80人、1便当たり1.3人、能古見線1,798人、1便当たり1.6人、古枝線1,040人、1便当たり3.5人という状況になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

私のほうからは鹿島の自然環境を生かした活性化の取組について申し上げます。

鹿島市は、言うまでもなく有明海と多良岳山系に囲まれた自然豊かなまちであります。市は、これまでもこの自然を生かすために、ハード、ソフト両面から様々な施策に取り組んできました。

多良岳山系での自然の活用といたしましては、平谷キャンプ場や自然の館ひらたにの整備、

さらには、議員おっしゃる中木庭ダムの景観を生かし、やまびこ広場、トンボ池、あじさい園等々の整備を行いまして、その後、地元や振興会の皆様の景観整備への御協力もありまして、アジサイの季節でありますとか、キャンプシーズンには県内外から多くの観光客が訪れる鹿島でも人気の観光スポットとなっております。

市としましては、これまでも海の森活動などに代表される森里川海の保全やカーボンニュートラルの取組など、鹿島の自然を財産として守り、地域活性化の資源として活用してきておりまして、今後につきましても、こうした豊かな自然の活用に継続して取り組んでいく考えでございます。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、私のほうから上水道の水源関係の御説明をさせていただきます。

まず、鹿島市の水道の現在の水源は全て井戸となっております。市内に12か所の井戸がございます、大体口径、掘る深さ、幅として30センチから40センチぐらいの堅穴を掘り、浅いところで30メートル、大体100メートルから300メートルぐらいの深井戸を掘って、その井戸に集まってきた水を地下水をくみ上げて、くみ上げる際に塩素消毒のみ行いまして、山のほうの高所にある配水池というタンクのほうに送りまして、そこから各地区に水をお配りしておるところです。

この井戸ですが、今現在稼働している一番古い井戸で浜地区のほうにありますところが昭和12年、あとは大体昭和40年から50年代に井戸を掘っております。

井戸の地下水の状況等でございますが、何か所か井戸のほうで地下水の水位を計測しておりまして、全てではございませんが、自然に戻ってくる水位等を観測した結果、地下水自体にはそう異常はないと判断しておるところです。

ただ、以前も御説明しましたが、約2か所の井戸のほうの構造上、水が集まってくるところに関して、目詰まり等で不足等が発生したという事例もございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

それでは、のりあいタクシーの件でお伺いをいたします。

画面を使いながら行きます。

〔映像モニターにより質問〕

この件については、私は昨年9月、12月と議会を欠席しまして、6月に質問をいたしております。

これは、やはり地域の老人会とか、そういったところに出席をいたしまして、月1遍あつとるものですから、3か月に1遍ぐらい出席をいたしまして、それぞれ高齢者の方から懇願をされます。それは、やはり冒頭に申しましたとおり、よい点と不足しているところがあります。

よい点については、家まで来られるわけですね、タクシーと一緒にです。帰りもタクシーと一緒に家まで送ってくれると、これはすばらしいというようなところで言いました。

ただ、停留所が、例えば、能古見の場合は一番上の尾崎から織田病院まで6か所でございます。その6か所なので、非常に1区間が500メートルぐらい離れているわけですね。それで、家まで来ていただいて、乗って、そして行くけど、その目的のところに行かないと、途中で降りたいと思っても降ろせませんと。そういうことで、タクシーの方に言っても、これは決まりなので降ろせませんと。そこまで行って、自分のところに、またタクシー料金を払って戻ってくるというふうなところが非常に不便であるというようなことをおっしゃいます。

そういったことについては、こういった一般質問に限らず、そういったところを言ってきたわけですが、執行部の課題については、フリー降車といいますけど、そういったことができないかというのは、1回のタクシーが上から下まで来るのに、2人も乗っておられない。先ほど言われたのは、1回の乗車率平均1.6人です。1人か2人乗られるときに、1回か2回か止まればいいわけですね。

〔映像モニターにより質問〕

そういったのが負担になるのかというふうなところで、この画面を見てもらうといいですけども、こういうふうには道路を行けば、大きく止まる場所があるわけですよ。これは単純に2か所だけ撮っていますけど、ここで止めてくださいと言っても、先のほうに行ってしか止められんというふうな決まりがあるわけですね。

こういったことについて、今までの半年間の間でこういった話をされているのか。結論的にどうか教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

それでは、フリー乗降の可否について検討状況等どうなのかという御質問だと思います。

御提案をいただきまして、実際運行していただいている再耕庵タクシー、また、この運行に関して許可をいただいている運輸支局に確認を行いました。結論から言いますと、現在の運行形態ではこのフリー乗降というものは実施できません。

この理由といたしましては、今の予約型のりあいタクシーを運行する、この運行に当たっては、運輸支局のほうに届出を行っておりますけれども、支局に確認をしましたところ、広

範囲のエリア運行を今現在、予約型のりあいタクシーはしております。予約があったところに迎えに行きまして、コースも降りる場所も定まっていない、こういった起終点が定まっていないこと、これをフリー乗降にしますと、普通のタクシーと何ら変わりがないということで許可ができない。また、タクシー事業者からも対応が難しいということで回答をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

フリー降車が難しいと、この点についてはちょっと後で述べます。

前、6 か所と言いましたよね。そういった6 か所ありますけど、今度は帰りもそこまで行かないかと。そしたら、停留所を増やしてくれんですかと。そしたら、幾分近まる可能性がありますよというふうな声がありますが、そこはどうですか。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

バス停の追加という御質問だと思います。

バス停の追加についても、タクシー事業者と協議を行っているところでございますが、現在、そのエリアの運行ということで、予約が入ったときに、その方のおうちに迎えに行くということで、どのコースを通っていくのかというのが定まっていないということで、ひょっとしてそのバス停を定めたときにバス停に停車ができないというパターンもありますので、具体的にどういったバス停が欲しいのか、どういったところを希望されているのかということもありますので、そういった具体的なバス停等を御確認しながら、バス停の件については協議をしていきたいと思っております。

これまでもバス停の追加については、今年、昨年4 月、西部中前のバス停ということでの追加をいたしておりますので、そういったことで見直しできる部分についてはやっていきたいということで考えております。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

こののりあいタクシーについては、やはり高齢者の方、御婦人が多いですね。また、免許証を返納した方とかは足がないわけですね。そういった方たちからの要望がこういったことにて来ているということで、6 月の議会で同じような質問をしました。

今日はちょっと言葉が軟らかくなっていますが、なぜかという、昨日、受託されている

のりあいタクシーの部長と会いました。こういうことだけど、どういうふうなことでしょうかと聞きました。そしたら、私が今まで課長に言ってきたことを全部知ってあったんです。それで、それはよく聞いていますと。課長が一生懸命来ておられます。それで、1つは、1人の老人さんが毎月1日にお寺に行かんばいかんと、お寺は道の横にあります。しかし、停留所は300メートル先です。そして、ちょっと寄りたいたいで、ここで降ろしてもらえませんかと言ったら、いや、それは300メートル先で降りてくださいと。そういった話までしておられました。

それで、山口課長には、一生懸命言っていていただいておりますよということでは言われました。そこは課長に感謝をいたします。そういったところで、私も、そしたら、のりあいタクシーの事情も言われるわけですね。ここでは言いませんけど、事情を言われました。

そしたら、私も、そういう事情がありますねということで、昨日の夕方だったんですが、今日の今日になって、ちょっとトーンが低くなっていると思いますが、大変ありがとうございますということを言いたい。そしてまた、今後そういった交渉の中で、一つ一つできることがあれば、ぜひお願いをしたいと思います。大変ありがとうございました。

続きまして、中木庭ダム周辺の活性化であります。

画面を変えます。

〔映像モニターにより質問〕

まず1番目が川の件と、そして2番目は、お茶でも飲んで休める場所というところに行きたいと思います。

まず、どこの市町でも、これから続くであろう暑さの対策を考えていくところだと思います。佐賀市は、北山周辺の自然の整備がなされるのを新聞で時折見かけます。トンネルを抜けてすぐに黒木ダムというのがあります。その上流は、中木庭ダムより小規模です。ダムも小規模ですけど、その上の溪谷も小規模です。しかしながら、その溪谷の上にある浅瀬については泳ぐ場所が整備されて、多くの親子連れが来ておられます。

中木庭ダム周辺は、お食事どころがある建物、遊園地、トンボ池などが整備されています。ダムのすぐ上流は浅瀬が100メートルほど続いております。これは今御覧いただいている、こういう浅瀬が続いています。それで、その上は溪谷になっております。これも肥前耶馬溪と呼ばれていたとおり、非常にすばらしいです。

ただ、今は、そこは竹とか木でちょっと覆われていて、あまり見えません。しかし、こちらから上って行って右側の道路は小さい道路がありますが、そこを上れば、こう見れば、知った方は、夏にそこまで行って道横に止めて、下の溪谷に下りて子供連れで遊んでいるというのが見られます。

それで、夏場はこの浅瀬で7月半ばから9月半ばまで多くの親子連れでにぎわっていますが、今回御提案をしたいのが、川が整備されていないので、ここに多くの人が来られるわけ

ですけれども、今見ていただいている川の上のほうがトンボ池というのが整備されております。このトンボ池には、水を当時は暑いときは流されますが、二、三十センチたまりますが、ぬるくて、ここにおられる方はいらっしゃいません。下に全部下りていかれる。

そういうことで、やっていただきたいと思うのは、この浅瀬の川の右左に、ちょっと二、三メートルのセメントで上のほうに30メートル両脇にしていただければ、休むところもできるし、危険な場合はそこを利用できるなというふうに思います。

そういったところで、時折来ておられますので、これはちょっと夏場を過ぎたときですもんね。そういったことができないかというふうなことで、こういった検討ができないでしょうかというお伺いです。どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

議員御指摘の場所は、河川の区域内になっております。大雨が降ったり、増水した場合には、あそこは浸水する高さにあります、この河川を管理しております県でありますとか、ダム事務所のほうにも確認をしたわけなんですけれども、河川内におっしゃるようなコンクリート製の歩道という構造物を造るのは、河川の流水、この断面を阻害することになるということで、歩道の設置は現状では困難かなというような回答をいただいたところであります。

私どもも現地のほうを確認いたしましたけれども、この両脇のほうに、この砂利部分に草が生い茂って歩きにくい。先ほどの3枚目の写真がよく分かると思うんですけれども、草が生い茂って歩きにくい状態になっております。まずはその辺の草刈り、除草をして、この辺の砂利の石を並べ直すなどしましたら、歩道までなくとも比較的歩きやすい状態になるというふうに思われますので、ひとまずはそのような環境整備のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

また、トンボ池のほう、水深が浅くて、ぬるいという御指摘もありました。昨年の夏は、そういった話もありましたので、少しですけれども、水深を深くはしておるわけなんですけれども、やはりそれでもこの猛暑ですと水がぬるくなってしまうという状況であります。

ですので、こちらはどちらかというと幼児向けということであり、安全に遊べるということではあるんですけれども、少し下流のほうには車も止められて、安全に川に入れます溪流広場というのも整備をいたしておりますので、こちらのほうも併せて親水スペースとして活用いただきたいというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

できないのはできない。しかし、やはりここはすばらしい浅瀬ですよ。できないのはできないで構いません。要は、そこにコンクリートを埋めれば、災害とかそういったときに危険であると、それは分かります。そうであれば、危険でないように何かできないですかね。例えば、全部ずるっとするのはいかんけん、3メートルごとにちょっと置くとか、ただ、これでなくても、石をぴしっと置いて、そして行けるようにすれば、それはそれで休めるし、ちょっと危険なときも行けるかなと分かるわけです。ですから、何らかのことをやってもらいたいと思うわけですね。

黒木ダムの上、今見に行ったと言われましたよね。黒木ダムの上は、石でしてあります。セメントじゃないです。石積みをして、両脇されて、そして、渡るのもぴしゃっとしてされています。そういったところですね。

それともう一つは、大和ですか、富士町のちょっと下ら辺の大和の直売所の裏ら辺の川は整備がなされています。あれは大きい川を整備されていますので、ダムの上というのは御覧のとおり大きくなかです。そいけんが、そこら辺を要は整備していただければ、それで例えば来られている方には非常にいいわけです。ですから、先ほど草を刈ったり、ちょっと石を動かしたりというのを、ぜひ今年の夏はやってもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

江島建設住宅課長。

○建設住宅課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

確かにコンクリートの構造物というのは難しいかもしれませんが、石を並べるのであればできないこともないかもしれません。

いずれにしても、河川の管理者であります県のほうとかと協議をしないと、この場でできる、できないということは申し上げられないんですけれども、先ほど申し上げました、生い茂っている草を刈ったりというのは、それはできる話でありますので、ちょっと人力がかかりますけれども、できる限りの環境整備は行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

やはり鹿島のこれは目玉ですので、今までは、それは埋めれたというふうなところもやっていただいて非常にいいかなと思いますが、この自然環境がちょっと不足かなと。ただ、遊園地とかで今結構にぎわっていますので、そういうところがございますので、川べたにはきちんとやっていただきたいと思います。

それともう一点、この中木庭ダム周辺の活性化の件でございますが、3月9日、今月、先

週の日曜日、ダム周辺に行ってきました。

〔映像モニターにより質問〕

それで、写真が、これが3月9日の遊園地で親子連れがにぎわっているところです。きちんとした整備をしていただいております。お食事どころもいっぱいというふうなところでありました。

あと、これは6月に行われているあじさいまつりですね。あじさいまつりのときの写真です。これは上から撮っていますが、結構多くの人に来てにぎわっております。これも6月ですね。そういったところで、非常ににぎわうわけですね。

ただし、言われるのが、お食事どころはあって、そこにきちんとした方がこの頃入っていただいて、それは料理も立派なものです。しかしながら、ソフトクリームも売ってあるわけですよ。ソフトクリームは買って車の中で食べよんしゃっですもんね。そいけんが、そういったきちんとした区画のお食事どころはあるけど、その自然が生かせていないというか、要は、屋根があって、そして開放的で、そこに椅子と机があって、そこにぱらっと行って座れるようなところが、こういういっぱい来ていらっしゃるところであってもないわけですよ。ですから、そういうのを整備していただきたいと。

それと、これは、すみませんね、具体的にこういうことを言って、場所は遊園地の一番先にそれを造れば、ダムが全部ぱっと見えます。ダムが見えるわけですよ。ここら辺が一番いいかと思いますが。

これは6月に出したようなところです。孫が下の自動車は描いていますけど、建物は私が描きました。そういった、こういう開放的なものであれば、お金もそがんからんやろうと。ただ、あれば、やはりこの自然は生きてきますよ。そういったことを言いたいと。

市長にはぜひ御検討をしていただきたい。これはやっぱり実行すれば、何かやりよるばいなど能古見の人も思いますよ。それで、大きな金がかかるわけじゃないので、何千万円かあればできると思います、40,000千円か。これがないので、来た人たちはお茶飲まんで帰っているというふうなことがありますので、御検討どうですかね、市長。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

中木庭ダムの周辺の整備について、今検討してくださいという話だと思います。

あそこもお食事どころができたですね。それは本当によかったと思っています。やっぱりあそこに憩うためには、しばらく滞在し、御飯も食べられるというところがあるというのは、地元の皆さん方も本当に喜んでおられます。

今回、ここでこういうふうなふうに造ったらどうかという図を出されたんですけど、下のところに、遊び場のところに何か所かベンチがあつたりとか、少し屋根があるところがあり

ますよね。言えば、少し休んで御飯を食べたり、ちょっとくつろげる場所ですけど、ただ、夏場は確かに私も行ったんですけど、暑くて大変です。やっぱり涼みどころということであれば、そういうのをもう少し増設できるものか、こういうふうな大がかりな施設じゃなくて、今のあるところをもう少し日陰があればいいなという声も聞きますので、そういうふうな形の整備もひとつ頭に置いて、どうすればいいかということで考えていきたいと思います。

さっき議員がおっしゃったように、あそこの浅瀬というか、トンボ池ですか、あそこの下に下りて遊んでおられる風景は、私もたまたまあそこに行くんですけど、やっぱりかなりの人があそこで足をつけて子供と一緒に遊んでおられます。そういうことも私も見ていますので、ここの整備について、できるところ、そういうところを検討しながら、できる部分についてはやっていきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。そういった予算的なものもあれば、要は厨房を抜かしてでもこういった屋根があって、そういった木とか、そういった開放的なものを造ってもらえば、森林環境税も、そういった、木を使うのも税金を使っていえば、そういったところもありますので、ぜひ造ってください。これは鹿島市内とはいえ、県内からこれは来ますよ。

北山を見てみますと、佐賀市がやっていますけど、北山に行くまでは相当ぐりぐり行かんばいかなですね。しかし、ここは単純に上っているだけです。大村からも結構来ていますので、そういったところで一旦火をつければ、ここは結構にぎわってくると思います。そういうことで、ぜひ御検討いただきたい。市長におまかせの端くれでもいただければ、ぜひそういったところで御検討をいただきたいと思います。

最後に、水道の件であります、現在の井戸を利用した流れの仕組みがよく分かりました。

井戸というのも12個あるということで、その井戸が結構広くなっているかと思いますが、やっぱり300メートルぐらいは掘ってというふうなところもよく分かりました。そして、その井戸から保管する水のところ、ちょっと高台に水を持って行って浄水するというふうな仕組みです。そういうことで、よく分かりました。

その井戸の水量不足という危険性は、どういうところで分かるのか。そして、井戸の劣化とか、そういったものもあると思いますので、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

議員のお尋ねの井戸の件でございますが、まず、先ほど井戸のというより、地下水の賦存量自体は問題ないと申し上げておりますが、地下水自体は直接目で見えるものではござい

せんので、状況の把握はなかなか難しいというところがございます、熊本地震とか、そういったところで水脈の変化で水が枯渇したとか、そういった話も聞いたことがございますので、なかなか把握は難しいと考えております。

また、井戸自体もやはり劣化いたします。井戸の構造としましては、掘った後に泥が崩れてこんように鉄管で土留めをしております、その鉄管に穴を開けて周りの地下水を集めているような構造になりますが、この穴を開けているものが目詰まりして、令和元年に約2か所の井戸で、この目詰まりが原因で集水する、水を集めることが困難となって、水道の供給に支障を来す事態が発生しております。地下に目詰まり、井戸の埋め込んだ鋼管ですので、本体ですので、ポンプとかでしたら劣化したら取替えが可能なんです、これ自体を取り替えるというのがなかなか難しい構造となっております。

今回対応といたしまして、井戸内部のほうにブラッシングとか、そういった何種類かの掃除、洗浄を行った結果、元の大体ピーク時の3割程度の能力が復帰しまして、今現状、水の供給に問題がない状況となっておりますのでございます。ただ、これらの経験を踏まえまして、目詰まり等の現象が今後も生じていく可能性は十分ございます。

ただ、今までの経過を鑑みますと、減少傾向というのが生じるみたいですので、この減少傾向をつかむことで、今後減っていく量とか、いつぐらいには使えなくなるというのが大体予測はできるのではないかと考えております。この減少傾向をつかんだ時点で、また再度、井戸の内部の洗浄等で一部回復を図ることとか、12か所の井戸を持っておりますので、ほかの地区の井戸を水源とする水を回すことで、一定期間供給に支障がない期間を数年確保することで、今現在、大木庭のほうに浄水場を整備するという計画を持っておりますので、そちらのほうの計画を代替の水源として進めることと計画しておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

大木庭浄水場の整備というふうなことを最近の協議会で聞きました。今日も聞いたわけですが、井戸12か所、これが目詰まりをしていって、ブラッシングとかして、そういったところで水をうまく井戸に取り込んでいくということですが、それもだんだん劣化をしていくということで、例えば、井戸の新規を掘るというふうなところは、例えば、大木庭浄水場と絡めて、その新規ができるのか、できないのかを伺います。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

現在、鹿島市の水道事業の認可を昭和63年にいただいております。この経営認可の変更の

中で、拡張事業と併せ持ちまして、拡張する分、それと、不足する分に関して、大木庭浄水場の中木庭ダムの水を水源としまして大木庭浄水場で浄水する計画の認可をいただいております。

この際の認可の条件といたしまして、既存の井戸に関しては、七浦地区の井戸を除いて基本的に廃止すると。そして、中川の河川水を水源とする表流水に転化する計画でございますので、この認可の関係上、新たな井戸というのは掘ることができないというふうになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そしたら、基本的に今の井戸から増やすことはできないと。そうであれば、大木庭浄水場を造っていかなければならない。市民にその水を切らすということは絶対できませんね。飲み水も風呂水も、そしてトイレの水も、なくなったら大ごとですね。ということであれば、井戸を増やせないということであれば、大木庭もきちんとしなければいけないと。

その大木庭浄水場を造る場合の金額とか、大体どのぐらいかかるとか、そういったところ、井戸水がやはり少し減ってきたなと思った時点で造っても遅いというところがあると思います。ただ、その金額がとてつもなく大きければ、それは水道料金にかかってきますので、さっと造るわけにもいかないということで、それは今から考えていかなければいけないと思いますが、そこら辺はどのような考え方ですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、地下水が減ったときにすぐ着手ができないという御質問に対しては、先ほども申しましたが、地下水の取水状況、取れる状況を確認しております。この兆候が現れた時点で何らかの水の確保をしつつ、数年、3 年ぐらいの確保をできるものと考えております。この間に整備のほうに着手していくというふうに考えておるところです。

あと、大木庭浄水場自体が、まず、昭和63年に認可をいただいて事業を計画しておりますが、その当時、完全に地下水を廃止して全部切り替える計画でございました。この際には事業費が、今、大木庭浄水場の整地とかそういったところまで終わっておりますので、その先の整備費として当時約50億円程度試算しておるところでした。

ただ、さすがに莫大な金額の投資というのは、水道事業にはるかに影響を与えるということで、見直しが行われているところでございます。平成9年ぐらいから人口とか需要が減ってきて、今の井戸で何とかいけるというところで、そういった影響等も考えまして、今、大

木庭浄水場自体は途中まで整備を行っていたところでございますが、中止をしているところでございます。ただ、災害とか、そういった緊急時に必要とする水源、地下水が分からなくなったときとしては、ずっと確保してきているところでございます。

今回、大木庭浄水場の基本計画の見直しを昨年行わせていただいております、やはり50億円の投資というのはあまりにも莫大過ぎるということで、最小限井戸が、今申した2か所の井戸とプラスアルファぐらいができる最小の整備としまして、どのぐらいかかるのかというのをまず試算しております。大体試算として12億円程度の事業費が必要と考えております。その後、拡張するとか、井戸が悪くなる、古くなって廃止するというのを踏まえて、徐々に拡大して、必要に応じて拡張していくという考えを持っておりますので、当初としては12億円程度の事業費を見込んでおります。

ただ、この12億円という投資も、やはり水道料金にはかなり影響が生じてくると考えておりますので、地下水の減少とか、そういった状況を見極めながら、着手については慎重に検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

その大木庭浄水場を造るとしたら、ダムの水を利用することになりますが、そのダムの水利権というのをダムができたところで払っておられると思います。そういったところの関係とか、井戸等の関係とか、大木庭浄水場を造らないかんとか、そういったところをちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、ダムの水利権というか、ダム自体に水を貯留する権利というのがございます。というのは、もともとあそこに洪水調整プラス水道の水ということで確保させていただいておりますので、ダム自体は毎年維持をしておられますので、維持管理費というのが発生しております。これは大体県のほうで管理をされていますが、その維持管理の鹿島市の持ち分として8.7%の負担をその管理費に当て込んで、毎年お支払いをしておるところです。これはダム自体をずっと持つておく以上は必要となります。

それと、大木庭浄水場の整備に関しては、再度申しましたが、地下水が不足する、やはり市民の皆様に給水制限をかけるとか、水が飲めなくなるようにちょっと断水とか、そういった御負担をかけないようにするためには、安定供給という意味では、河川水のほうの整備として、今の井戸が使えなくなった、量が足りなくなったという時点で大木庭浄水場を着手するという考えは持っておるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

毎年払っている8.7%といったら、金額にして幾らぐらいですかね。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩をいたします。

午後 2 時20分 休憩

午後 2 時21分 再開

○議長（徳村博紀君）

再開します。

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

すみません。まず、ダムの維持管理費といたしまして、令和 5 年度の決算値になりますが、負担金のほうを13,495千円程度お支払いしております。この事業費に関しては、通常いらっしゃる人件費に加え、ダムの底に砂がたまりますが、この測量等とかは2年に1回とか、今大体ダムが20年ぐらいはたっているかと思いますが、それに伴う機械の取替え、そういったところが発生したら、また金額が上下いたしますので、ある程度この金額というのが一定ではなくて、その年その年で若干変わってくるということを申し上げて、御説明といたします。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そしたら、将来的には井戸から中木庭ダムの水を使うという方向に変わっていくというところですね。

それで、近辺の上水道の計画区域も困っておられる方々もいらっしゃいます。また、整備をすれば、鹿島市全体の上水道利用者の水道料金に関係してくるということもあります。難しい問題もありますが、将来の水確保は必ず行わなければならない問題で、大木庭浄水場の整備は先送りすることなく、市民に水切れを生じさせないように、万全の計画をしてやっていただきたいと思います。

今回の質問については、中木庭ダム周辺、これは佐賀県西のダム周辺、そして、その上は、肥前耶馬溪と言われたところが今は隠れている。夏は非常に利用する人が多いということで、この地域の活性化のために、少しだけ、やはりそういった日陰になるところとか、川の整備とか、そういったものをして、皆さんが鹿島にはこういう場所があるというようなところを知っていただければ、鹿島もそういったところで活性化ができてくると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

これで質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で3番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時24分 散会